

介護保険負担限度額認定申請書

令和 年 月 日

常陸大宮市長 様

(新規 ・ 更新)

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

ふりがな											
被保険者氏名	被保険者番号										
	個人番号										
生年月日	明	・	大	・	昭	年					
						月					
						日					
性別	男 ・ 女										
住所	電話番号										
入所(院)した介護保険施設の名称及び所在地	電話番号										
配偶者の有無	有 ・ 無					左記において「有」の場合は、「配偶者に関する事項」について、記入が必要です。					

配偶者がいる場合は、以下太枠内を記入してください。【注意事項】別住所に居住している配偶者又は、内縁関係の者を含みます。

配偶者に関する事項	ふりがな												
	氏名						性別	男 ・ 女					
							生年月日	明	・	大	・	昭	
								年					
								月					
	住所	<input type="checkbox"/> 被保険者と同じ											
		電話番号											
	本年1月1日現在の住所									現住所と異なる場合のみ ご記入ください。			
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税											

収入等に関する申告 (※1) 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。	<input type="checkbox"/>	①	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	
	<input type="checkbox"/>	②	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。	
	<input type="checkbox"/>	③-1	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。	
	<input type="checkbox"/>	③-2	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。	
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が基準額以下です。 (預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり)		
		預貯金額	円	■預貯金等の基準額は各段階で以下のとおり
		有価証券 (評価概算額)	円	① 単身1,000万円(夫婦合計2,000万円)以下
		その他 (現金・債務含む)	()	② 単身650万円(夫婦合計1,650万円)以下 ③-1 単身550万円(夫婦合計1,550万円)以下 ③-2 単身500万円(夫婦合計1,500万円)以下
*第2号被保険者は、段階にかかわらず単身1,000万円(夫婦合計2,000万円)以下				

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人の関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

常陸大宮市長 様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 年 月 日

<本人>

住 所

氏 名

印

<配偶者>

住 所

氏 名

印

※市記入欄

交付年月日	区分	世帯の課税状況及び資産状況			収入状況及び決定状況	
令和 年 月 日	世帯状況	単身	夫婦	所得	円	
適用年月日	第1段階	1,000万円以下	2,000万円以下	却下	本人	(課税・世帯課税・未申告)
令和 年 月 日から	第2段階	650万円以下	1,650万円以下		配偶者	(課税・未申告)
有効期限	第3段階(1)	550万円以下	1,550万円以下		預貯金	万円以上
令和 年 月 日まで	第3段階(2)	500万円以下	1,500万円以下	承認	段階(生保・老福・境界層)	/ 入力